

佐渡市人材育成事業補助金交付要綱内規

第1 佐渡市人材育成事業補助金交付要綱(平成22年佐渡市告示第71号)第5条の申請書が提出された場合、次の措置を講ずるものとする。

(1) 申請をした者に所属団体がなく推薦書のない者であっても、企画内容により選考対象者とすることができる。

(2) 被推薦者は、研修等を終了した後においては、人材バンク等に登録するとともに、自己又は推薦団体の責任において報告会、講習会等を開催し、又は参加させる等広くその研修等の成果の普及に努めなければならない。

(3) 行政主催の事業に際しても積極的に活用できる方策を講じなければならない。

第2 補助対象事業とする研修等は、国内にあっては研修等の実日数が3日以上でなければならない。

第3 補助対象者は、毎年2月、5月、8月及び11月に公募するものとする。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

第4 補助対象経費の算出方法は、市職員の旅費の算出方法の例による。ただし、日当は、計算から除外するものとする。

第5 補助金の交付を受けた者は、当該交付を受けた年度の次年度から3箇年度は、当該補助金の交付対象となることができない。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。